山口県優秀技能者表彰の概要

　山口県職業能力開発促進法関係表彰要綱（昭和６１年４月１日改正）に基づく表彰。

**１　表彰時期及び場所**

　　 令和７年１１月　山口市（予定）

**２　表彰の方法**

　 被表彰者に表彰状、山口県優秀技能者章及び記念品を授与する。

**３　被推薦者について**

　当該技能に関し叙勲、褒章、大臣表彰、山口県選奨を受けたことがある者は推薦の対

象とならないので留意すること。

　県内に住所を有する者又は県内の事業所に就業する者で、下記の全ての要件を充たす者

とする。

(1) 特に優れた技能を有し、県内はもとより全国的にも高く評価されていること。

(2) 推薦日現在において、現役の技能者として就業していること。

この場合、その者の就業上の地位（自営業主、家族従業者、雇用者等）は問わない

ものであること。また、特に優れた技能を有する者が、職業訓練指導員として、事業

内職業訓練又は公共職業訓練において、当該卓越した技能について実技指導を行って

いる場合等を含むものであること。

　(3) 就業を通じて、後進技能者の技能の指導又は教育に携わり、技能者の育成に寄与し

　　たこと、技能に関する工夫、改善等によって生産性を向上させたこと等により、労働

　　者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。

(4) （ア）技能の継承及び技能者の育成に意欲的に取り組む者であって、表彰後、山口県が開設する「ものづくり熟練技能者データベース」への登録が可能なこと。

（イ）高度熟練技能者若しくは全技連マイスター又は山口マイスターの認定を受けていること。ただし、知事が特別に認めるものはこの限りでない。

(5) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。

　　また、過去（推薦日以前）において禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。

**４　推薦手続について**

　(1) 被推薦者の人数は、１つの職種（別表「職業部門、職業分類及び職種（例示）」の

　　表中「職種（２）」欄に掲げる職種をいう。）について１名とする。

(2) 被推薦者の就業先が所在する市町長（被推薦者が県外の事業所に就業している場合

は、被推薦者が居住する市町長）を通じて推薦書類を提出すること。

**【提出書類】**

**ア　調書(1)（様式第１号）** 　　 **１部**

**イ　調書(2)（様式第１号）** 　**１部**

**ウ　推薦書（様式第２号）** 　　　 **１部**

**エ　専門的・技術的分野に関する用語等の資料（様式任意）** **１部**

※全てふりがな及び解説を付すこと。

**オ　顔写真** **１葉**

※名刺判（5㎝×7.5㎝）上半身、正面、脱帽で、最近（概ね６か月以内）

撮影したもの１葉を封筒に入れること。

※封筒と写真裏面に「職業部門」及び「氏名」を記入すること。

**カ**　**作品及び作業風景の写真をＡ４版紙面10枚以内に印刷又は貼付したもの** **１部**

※作業風景は、卓越した技能を発揮している作業の様子が汲みとれるもので、

　　　　　作業状況の説明を付すこと。

※作品及び作業風景の写真をＡ４版紙面１０枚以内に印刷又は貼り付け、同紙

　　　　　面右上に職業部門と氏名を記入すること。それぞれの写真は２枚以上であっ

ても差し支えないが、Ａ４版紙面１０枚以内の台紙に収まるようにすること。

**キ　被推薦者本人の氏名と生年月日が確認できるもの** 　　 **１部**

　　　　※被推薦者のもの　Ａ４版又はＡ４紙面に貼り付けたもの

**ク　その他資料** **１部**

※紙媒体、Ａ４版、必要最小限の分量とすること。

　　　　　・新聞、雑誌の記事

　　　　　・説明書、図面等

　　　　　　被推薦者の製作物、発明、考案等に関するもの

　　　 　（改良前と改良後の比較をなるべく数量的に表現し、分かりやすくすること）

　　　　　・特許、実用新案等の資料

　　　　　　発明者（共同の場合は、担当分野を明らかにすること）、所有権者、内容、

取得年月日を明らかにする資料及び証書の写し

(注)１ 全ての書類は**Ａ４版に統一すること。**

２ 調書は、必要事項を簡潔明瞭かつ的確に所定欄に記載（入力）すること。

３ 表彰、免許・資格等及び技能検定の欄に記入する場合は、全ての表彰状、証明書

合格書等の写しを添付すること（Ａ４版）。

４　審査のために提出を受けた一切の書類は返却しないので、返却を要する資料の

提出は行わないこと。

**５　その他**

1. 提出書類に記載された個人情報は、山口県知事表彰の審査及び表彰以外の目的には

使用しない。ただし、被表彰者となった者の個人情報（氏名、年齢、職種、就業先、

住所のある市町名、技能功績概要等）については、県のホームページ等に掲載するの

で、あらかじめ被推薦者に説明を行い、同意を得ておくこと。

　(2) 前回までに推薦をし、表彰に至らなかった者については、真に表彰を受けるにふさ

わしい者であれば、改めて推薦をして差し支えない。ただし、記載内容については、

見直しや更新をするなどの工夫をすること。

(3) 被推薦者の推薦後に、被推薦者が禁固以上の刑に処せられ、若しくは他の技能者の

模範とするに欠ける事実が明らかになった場合又は提出書類の記載内容に変更（死亡、

病気、人事異動、転職、住所変更等）若しくは誤りがあった場合には、速やかに連絡

すること。

(4) 決定通知は、被推薦者の表彰が決定した場合のみ郵送で通知する。

(5) 推薦書類の提出の流れ

市町長

団　体

推薦 　　　　　 推薦

副申（市町長）

※被推薦者の

就業先の所

在市町

事業所

　　　　　　　　　　※県外事業所に就業の者は住所のある市町